

自治会まちづくりミーティング（要旨）

- 1 自治会名称 那加第2東部自治会連合会・那加第2雄飛地区自治会連合会
那加第3自治会連合会
- 2 日 時 令和4年9月29日（木）19時00分～20時30分
- 3 場 所 産業文化センター 2階第3会議室
- 4 出席者 連合会長及び自治会長 51名
市長、企画政策課長、用地課長
- 5 内 容 ① 連合会長あいさつ
② 市長あいさつ
③ 提言による懇談
④ 市政の説明（市長）
⑤ 連合会長まとめのことば
⑥ 市長まとめのことば
- 6 提 言 ①自治会が所有する街頭消火器の維持管理等について
②地籍調査の実施について
③外国人住民の地域社会参加体験プログラムの実施について

提言① 自治会が所有する街頭消火器の維持管理等について

<楠町第1自治会長>

防災対策課より「街頭消火器設置場所の検討について」の依頼文書がありましたが、新規を希望する旨のみではなく、自治会で設置した古い消火器の更新についても案内していただきたいです。

また、自治会に設置してある消火器を年に1回でも点検して管理するよう案内文書を発信していただきたいです。

今回の案内では、新規に設置する案内のみで、自治会で設置した古い消火器には何も触れられていません。

よって、自治会で設置した古い消火器があるにも関わらず、管理番号が付された市の消火器が並んで設置されている場所があります。

市で管理されている消火器を新規に追加して設置することも良いですが、古い消火器を順に取り替えていただきたいです。

また、自治会に対し、自治会で管理すべき消火器の状態を確認する旨の指導を年に1回、毎年行うべきと考えます。

よって、自治会でも予算計上して、年に1～2本購入して、使用にふさわしくない消火器を無くすべきであると考えます。

<市長>

一般的な木造住宅が火災になって焼け落ちるまでの時間は、約20分と言われていきます。初期消火の限界は天井に炎が燃え移る前までで、時間的には火災発生から2～3分です。

初期消火では、この2～3分のチャンスを逃がしてしまうと大切な命や財産を失うばかりでなく、周囲にも被害が広がり、大きな火災となってしまいます。

そこで本市では、災害発生時の初期消火での使用をはじめ、平時から市民の生命と財産を守るため、街頭消火器の設置と維持管理を行っています。

現在、本市が設置した街頭消火器には、消火器と格納箱に「各務原市」との表示に加え、アルファベット一文字と数字を記載しています。これら消火器は10年、格納箱は15年ごとに更新し、設置場所に関しては地域の方にご協力いただき、道路に面した塀や土地等に格納箱を設置し、その中に消火器を保管しています。

この消火器は、ご家庭に設置してある消火器と同じような感覚で使用できる物で、地域の方に有事の際は初期消火で活用していただけるように設置したものです。

4月に送付させていただいた「街頭消火器設置場所の検討について」という依頼文書は、この消火器に関するもので、家屋の解体やリフォームなど、何らかの理由により消火器を撤去しなければならない状況となった場合、自治会長からの申し出により、市で撤去させていただき、その後、一時的に保管している状態の消火器に対して、設置する場所を改めるなど、再設置の検討をご依頼させていただくための文書です。

保管している消火器の中には数年経過している物もあり、その間に自治会長も変わられ、撤去された事実すらご存知でない自治会長もお見えになることから、毎年、同様の文書を送付して再設置をお願いしております。

さて、市内にはこのように市が設置した消火器とは別に、今回のご提案である自治会自ら設置された消火器がございます。この消火器は、共助の精神の下、自治会が必要に応じて設置しており、維持管理も自治会で行われていることから、市では具体的な更新時期などを把握しておりません。

こうしたことから、自治会が設置した消火器が適切に管理され、有効に機能するよう、例えば地域での防災訓練や自主防災組織の活動などに合わせて、「自治会防災マップ」を活用し、年1回以上の所在確認と更新時期の確認をしていただき、計画的に古い消火器を更新していただきますようお願いいたします。

自治会防災マップを活用した防災訓練などの活動をしていただくことで、近隣の方々が一致団結して協力することができるという共助の絆を改めて確認することができると思います。

市としましても、地域における迅速な初期消火活動に繋げるため、自治会が設置した消火器の適正な維持管理を自治会において実施していただくよう、自主防災訓練など、機会を捉えて啓発してまいります。

なお、古い消火器の更新につきましては、「自治会地域社会活動事業補助金」を活用いただくことで自治会の費用負担も軽減されますので、是非ご活用ください。さらに、補助金の申請の際にも、消火器を適正に管理していただくよう啓発させていただきます。

提言② 地籍調査の実施について

<入会町4丁目自治会長>

地籍調査事業について、その調査の効用を十分に理解し、効率的かつ効果的に事業を推進していただくよう提言します。

とりわけ、市民に対し、積極的に広報・啓発活動を行った上で、調査地区の選定において、例えばD I D、地元要望地区など優先順位を決めて、計画的に実施し、併せて、法務局など関係機関の力を借り、密接に連携していくことが重要だと考えます。

地籍調査事業を行い、土地の境界を確認し、地図や土地登記を整備することは、行政にとっても公共事業における公共用地との境や固定資産税の徴収のための根拠となる資産確定に必要なことは言うまでもなく、地図が整備されることによって、再開発が促進され、まちづくりが進むものと考えます。

また、あつてはならないことですが、被災後の復興に大変な、重要な境界復元のためにもしっかりとした地図整備が要求されます。これは、私たちにとっても、自らの資産が確定されるわけですから、いざという時のための備えになり、歓迎されるべき事業であると思います。

さらに、費用についても、市町村が、国、県の助成を受けて、事業費の5%を負担して調査するものであり、住民の負担はありません。このように財政的にみても大きなメリットのある事業であります。

しかし、一口に境界と言っても土地には色々な歴史があり、また、個人の感情や金銭的な問題が絡むため、場合によっては、簡単に線を引くことはできず、時間と労力、そして資金が必要な事業であります。

そうした前提に立っての事業だけに効率的かつ実効性のある事業を目指して展開されなければなりません。事業により、市民の資産を確定するという効用を理解し、どうあるべきかを考え、事業を進めていただきたいと思います。

<市長>

地籍調査とは、国土調査法に基づき実施されるものであり、一筆ごとの土地について所有者の方の立会いのもと、地番・地目・筆界・面積等を明確にし、正確な地図等を作成する事業になります。

提言のとおり、地籍調査により土地の境界等を確定することは、土地取引の円滑化はもとより、社会資本整備やまちづくりの効率化、固定資産税の課税の適正化、災害からの速やかな復旧など、多くのメリットがあると認識しております。

本市では、道路整備事業等で境界の確定が必要な場合において、地籍調査を実施しており、近年では、岐阜県にて事業予定の都市計画道路犬山東町線バイパスの整備に関する、鶯沼東町地区約10ヘクタールの調査を実施しました。

また、地籍調査と同様、土地筆界を明確にする事業として、市街化区域において、現在までに22地区445.6ヘクタールの土地区画整理事業を実施しており、公共基準点についてもすでに整備しております。市街化調整区域におきましては、昭和32年から昭和59年にかけて、18地区2176.4ヘクタールのほ場整備を実施しております。

一方、いまだ筆界が明確でない地区もあり、特に市街地については、一筆ごとの土地が細かく分割されており、小さな土地が数多く存在しています。

これからの地区を地籍調査する際には、土地の測量前に、土地所有者同士の協議により筆界を確定するという合意形成が必要になります。

具体的には、土地所有者の方に立ち会っていただき、隣接する土地との境界を確認いただきますが、調査に立ち会っていただけない場合や、立ち会っても最終的に境界が決まらない場合は、所有者・地番・地目・境界の確認ができなかったということで、「筆界未定」という処理になります。

筆界未定となった土地の分筆や合筆、売買などをする場合は、所有者の方が自ら法務局へ筆界未定の解除手続きをしていただく必要があり、所有者の方の負担で地図の訂正をしていただくなど、通常の手続きや取引に比べ、多くの時間と費用が発生してしまいます。

また、仮に地籍調査に着手したとしても、土地については、権利関係が複雑な場合が多く所有者同士の合意により境界を確定することは、数十年を要する可能性もあり、非常に困難であるといった実態もあります。

このように、地籍調査は単なる測量という業務ではなく、それぞれの土地所有者をはじめとする地区全体の調整が必要となり、調査の結果、皆さまの所有する土地について、筆界未定などによる制限がかかってしまう可能性もあります。

地籍調査の必要性については十分認識してありますが、本市においては、事業の効果や実現性等を鑑み、まずは、新たな道路整備事業などに際し、必要となる調査を優先的に実施してまいります。

提言③ 外国人住民の地域社会参加体験プログラムの実施について

<三井北町第2自治会長>

外国人住民の比率が県下でも高い各務原市において、共生社会構築のためには、外国人住民の方に地域に溶け込んでもらうことが重要です。

夏祭り盆踊り大会への招待、消防団への体験入団、消防操法の体験、AED使用講習会、北清掃センター、市役所新庁舎の見学など体験プログラムに参加してもらうことが、そのきっかけとなるだけでなく、国籍を問わずに住民の相互理解が深まる一助となると思います。

<市長>

本市には、9月1日現在で3,521人、45カ国の外国人市民が暮らしています。国籍としては、ブラジルが最も多く約760人、次いで「ベトナムが590人、フィリピンが560人となります。最近の傾向としては、ブラジルは減少傾向にあり、ベトナムが急増しています。そのほか、インドネシアやネパールも増えています。国は、外国人労働者の受け入れを拡大していくことから、外国人市民の更なる増加が予測されます。

このような現状を踏まえ、本市で暮らし、働き、学ぶすべての人が、国籍などの違いにかかわらず、お互いに個性を尊重しながら、多様性を活かして活躍できる、活気に満ちた地域社会を目指すべく、令和5年3月に「各務原市多文化共生推進プラン」を策定し、様々な取り組みを進めてまいります。

みなさんの地域の外国人市民の状況について、簡単にご説明させていただきます。小学校区別にみると、那加第一小学校区が382人と市内で最も多く、那加第二小学校区は202人、那加第三小学校区は212人が暮らしています。国籍別にみると、ブラジルやペルーの南米出身者が半数近くを占めていますが、フィリピン、ベトナム、中国などのアジア出身者も多く、様々な国籍の方がみられます。

市内には、多くの外国人が暮らしていますが、日本人との付き合いは少ないようです。昨年12月に実施した多文化共生市民アンケートによりますと、約34%の

外国人市民が「日本人との付き合いがない」と答えています。その理由をみると、「きっかけがない」が51%と多く、「希望する地域の日本人との交流は」との質問では、「地域やまちのボランティア活動」が31%と最も高い結果でした。外国人市民のなかには、ボランティア活動などを通して日本人との交流を希望している方もおり、そのきっかけを求めている方がたくさんいらっしゃるということが分かりました。

ご提言いただいた「外国人住民の地域社会参加体験プログラム」の内容は、本市の多文化共生社会の実現に向けて、最優先で取り組むべき課題であると認識しております。

一つ目のプログラム「夏祭り盆踊り大会への招待」につきましては、外国人が気軽に参加でき地域文化に触れられるよい機会になると思います。今年6月には、各務原国際協会が「みんなで楽しく盆踊り」を開催し、参加者のなかには親子づれの外国人の方もみえ、日本人と外国人をあわせて25人ほどが郡上踊り愛好会のご指導のもと、盆踊りを楽しみました。

先月、外国人の皆さんを岐阜基地納涼祭にお連れする予定でしたが、残念ながら新型コロナ第7波の影響で納涼祭が中止になりました。

つづいて「消防団への体験入団、消防操法の体験」及び「AED使用講習会」、「119番・110番の通報体験」に関しましては、いずれの提案も、市民の安心・安全な暮らしを守るべく、速やかに実施してまいりたいと思っております。

各務原国際協会が主催するK I Aフェスティバルなど、外国人が多く集まるイベントで消防団のPRやAEDを使用した救命講習会などを行えないか検討を進めてまいります。今後は、消防団をはじめ、自治会や外国人を雇用する企業とも連携し、外国人市民防災に関する意識や知識を高めていく機会を増やしていきたいと思っております。

最後に「北清掃センターや市役所新庁舎の見学」については、外国人市民に地域への関心を高めていただくきっかけづくりになると思います。自分たちが暮らすまちのことをもっと知っていただき、地域に親しみを感じていただけるような取り組みが必要だと感じております。

そこで、暮らしに身近な地域の施設である、食材店や病院、公園、災害時の避難所などを巡る「まち歩き」を検討しているところです。こうしたイベントを通して参加者と地域の協力者とのつながりが生まれることを期待しております。

多文化共生の地域づくりを進めるためには、外国人市民と日本人市民との顔の見える関係づくりが大切だと考えております。市としましては、外国人市民に対し、地域活動に関する理解を深め、参加を促進するため、様々な取り組みを進めてまいります。

自治会の皆さまには、地域のお祭りやイベント、防犯パトロール、地域防災訓練などの行事に、できる限り外国人住民も参加できるように、住民による声掛け・コミュニケーションづくりを積極的に進めていただきたいと思います。

最初は、気軽なあいさつ程度の声掛けからでも大丈夫です。ちょっとした心遣いが顔の見える関係づくり、多文化共生社会の実現に向けた一歩へとつながります。

今後も引き続き、本市の多文化共生社会の実現に向けて、ご協力をお願い致します。